

3 落札者決定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	第1章	2	(2)キ	落札者の決定	技術提案書の技術審査後に記載ある最終処分額の算定は入札参加者から提出された最終処分額を確認、入札参加者ごとの定量化限度額を算定する過程と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	5	第3章	2	(2)	表3 技術審査の審査項目、 審査の視点及び配点	余熱利用計画の審査の視点には「・・・本組合の副収入（売電収入）を最大化・・・」との記載がありますが、売電量（余剰電力量）より売電収入金額が評価されるということでしょうか。	落札者決定基準に記載のとおりです。
3	6	第3章	4		価格審査	定量化限度額は(税抜)56,404,265,900円であり、定量化限度額以下であれば価格点は満点と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 入札参加者の入札価格と最終処分見込額の合計が、定量化限度額（税抜56,404,265,900円）を下回った場合、価格点は満点（50点）となります。
4	6	第3章	4		価格審査	組合が想定した最終処分費見込額：7,168,297,900円、最終処分単価：32,300円、36,000円は税抜と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。